

北海学園大学 不正防止計画

(令和5年3月8日改定)

機関内の責任体系の明確化

項目	不正防止に向けた取組及び不正防止計画，具体的行動
研究機関全体の観点から不正防止計画を推進する取り組み	(機関全体) ①不正防止計画を推進するため「不正防止計画推進室」を設置する。 ②不正防止計画推進室は内部監査部門と密接な連絡を保ち、モニタリングや内部監査結果のフィードバックを通じて不正発生要因を把握し、機関全体の状況を体系的に整理，評価したうえで，統括管理責任者の指示により，不正防止計画を立案する。 ③不正防止計画推進室は，不正発生の要因把握と分析を進めるとともに，不正防止計画の点検・評価を行い，見直しを定期的に行う。

適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正防止に向けた取組及び不正防止計画，具体的行動
制度理解度及び法令順守意識の向上のための取り組み	(機関全体) ①本学で行われる全ての研究活動に携わる全ての教職員，研究員及び学生等を対象とした研究倫理教育を定期的に実施する（原則として，採用・入学時及び4年に1度）。 ②公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員が制度理解を深めるためのコンプライアンス教育を毎年実施する。 (研究者等) ①上記の研究倫理教育，コンプライアンス教育が実施された際は必ず受講し，修了証書・誓約書等を提出する。
体制整備及び管理に係る，決裁手続及び責任範囲の明示	(機関全体) ①公的研究費の取り扱いや規程に関するもの，研究者の出張に関し業務命令の発生するもの等は，学長が最終責任者として決裁を行う。 ②公的研究費の事務処理は事務部庶務課又は取り扱い

	い部局の管轄とし、モニタリング・内部監査の対象とする。
--	-----------------------------

研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正防止に向けた取組及び不正防止計画，具体的行動
物品費	
研究費を適正に管理するための取組み	(事務部門) ①用途確認を徹底し，目的外使用を排除する。 ②全ての購入物品について検収を実施し，シリアルナンバー等を記録する。 ③発注動向や購入価格をモニタリングし，研究者と取引業者との癒着をけん制する。 ④執行状況を研究者へ定期的に通知し，計画的な執行を喚起する。 (研究者) ①発注時点で拠出を確定し，目的外支出や預け金を行わない。 ②購入物品は速やかに事務担当者による検収を受ける。 ③執行状況の通知があった際は，未払いが発生していないか確認する。
旅費	
研究費を適正に管理するための取組み	(事務部門) ①出張実態の確認を徹底し，旅費の二重支給や架空請求を排除する。 ②旅費は本学旅費基準に従い，経済的かつ合理的な経路で算出する。 (研究者) ①出張願及び出張復命書の提出を徹底する。 ②業務命令どおりの出張を行う。 ③搭乗券や航空運賃の領収書など，出張の事実を確認できる資料の提出を徹底する。
人件費・謝金	
研究費を適正に管理するための取組み	(事務部門) ①アルバイトの雇用時は事前の面談を行う。 ②アルバイトの出退勤を管理する。

	③アルバイトに対して不正の指示が行われることがないよう体制を構築する。 ④税法上適正な処理を行い、本人の口座に直接支払いを行う。 (研究者) ①アルバイトを依頼するときは、予めその業務内容を明確にした上で実施する。 ②アルバイトに対し、事前に指定した内容以外の業務を行わせない。 ③アルバイトに対し、不正の指示や協力依頼を行わない。
その他	
研究費を適正に管理するための取り組み	(事務部門) ①特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成，機器の保守・点検など）を依頼するときには，仕様書（要件書）や依頼内容がわかる資料の提出を求め，研究者と取引業者との癒着をけん制する。 ②翻訳やデータベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成など，成果物がある場合にはその成果物により検収を行う。 ③機器の保守や点検など，有形の成果物がない場合には，取引業者に対し書面による報告を求める。 (研究者) ①適正な予算執行であることが事後的に説明できるよう，作業実態を把握できる資料を提出する。

情報発信・共有化の推進

項目	不正防止に向けた取組及び不正防止計画，具体的行動
情報発信・共有化の推進に係る取り組み	(機関全体) ①規程や管理ルール，不正への取り組みに関する機関の方針等を大学ホームページで公表する。 ②機関内外から問い合わせや通報を受け付けるための窓口を設置する。

モニタリングの在り方

項目	不正防止に向けた取組及び不正防止計画，具体的行動
内部監査の実施について	(機関全体) ①内部監査部門は最高管理責任者の直轄的な組織として，公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員の職務の執行について監査する。 ②内部監査は，「北海学園大学 公的研究費内部監査規程」に基づき，内部監査室を組織して実施する。 ③物品の再検収を行うことにより，適正な管理を促す。